

## (仮称) 掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例 骨子案

### 条例創設の背景

掛川市議会では、市民の皆様からの要望が多かった「防災に関すること」を、平成29年度の議会報告会のテーマとして取り上げました。

この年は、平成26年8月豪雨に続き、九州北部豪雨などがあり、豪雨災害が多発していることや、過去には、掛川市でも台風などの豪雨災害が起きていることから、豪雨への備えについて改めて認識することが必要と感じ、調査を進めました。

調査を進める中で感じたこと、それは、最近の大雨は、短時間で局地的に想定外に降るため、初動対応がとても重要であり、そのためには、行政からの防災ガイドブックを中心とした、さまざまな情報を効果的に波及させていかなければいけないことでした。

議会報告会での意見を踏まえた、市長への提言には、市民の意識改革に取り組み、自助努力を促すことを盛り込んだ、「日本一防災意識の高いまち掛川を目指すための提言」を行いました。

そして、今年度は、日常生活の様々な場面で発生する災害に対し、初動等を習慣づける取り組みなど、防災意識の向上策を検討するための特別委員会を設置し、市民、企業及び市が協働して推進するための条例の制定について検討しています。

### 前文

天災は忘れた頃にやってくると言われてきた。私たちは、改めて、災害は頻繁に発生し、そのたびに生命が脅かされるということを意識しなければならない。

災害は、避けられないが、皆が、「我がこと」という意識を持って行動したとき、自らの生命が守られるだけでなく、大切な人の生命を守ることにもつながる。

「災害はすぐには起こらないだろう」ではなく、「今すぐ起きるかもしれない」と考え、常に災害を想定し、いざというときには、直ちに行動できるよう市民等、事業者及び市が協働し、それぞれが「我がこと」として行動すれば、どのような災害が来ようとも、被害を最小限にとどめることができる。

今こそ、自らが行動に移す時が来た。

ここに、私たちは、市民等、事業者及び市が一体となって、日本一防災意識の高いまちを築き、全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 1 目的

- (1) この条例は、防災意識の向上に関する基本理念を定め、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、防災意識の高いまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

この条例の目的を定めたものです。

この条例では、掛川市民が常日頃から災害を想像し行動することで、すべての人が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とし、市民・事業者・市の責務を明確化するとともに、我がこと（自分の事）という意識を持って行動できるよう、市が行う施策の基本事項を定め、「日本一防災意識の高いまち」を築くことを目指しています。

## 2 定義

- (1) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 市民等 市内に住所を有する個人及びNPO法人、ボランティア団体、並びに市内に通勤し、又は通学する個人をいう。
- ② 事業者 市内の企業やスーパー、個人商店など、市内で事業を営んでいる事業者をいう。

この条例において、使用する用語の意義を定めたものです。

「市民等」とは、住民だけにとどまらず、市内に住所を有するNPO法人やボランティア団体、更には、市内に通勤や通学する方と定義しました。

また、「事業者」とは、市内企業やスーパー、個人商店など、市内で事業を営んでいる事業者と定義しました。

## 3 基本理念

- (1) 市民等、事業者及び市は、災害はいつでも起こりうることを念頭に置き、市民等及び事業者が自らの安全を自らで守り、身近な地域で相互に支え合うという意識を基本とし、それぞれが主体となって防災対策に取り組まなければならない。
- (2) 防災対策は、市民等、事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たし、それぞれが持てる能力を生かしつつ、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

この項目は、防災・減災対策を推進するにあたり、大切な「意識」と「精神」について、基本となる理念を定めたものです。  
災害は身近なこととして考えなければならず、「我がことという意識」を持ち、自助・共助の精神で防災対策に取り組むことを定めています。

#### 4 市民等の責務

- (1) 市民等は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら災害に備えるため、平常時から情報の収集、食糧等の備蓄その他の防災対策を実施しなければならない。
- (2) 市民等は、市の実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

この項目は、市民等の責務を定めたものです。  
市民等は、基本理念に基づいて、常日頃から災害を想像し行動できるように、防災意識を高めるとともに、家庭などでの防災対策を行わなければならないことを定めています。  
また、市が実施する防災対策に協力するよう努めなければならないことを定めています。

#### 5 事業者の責務

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、災害に備えるため、平常時から従業員に対する防災教育、利用者等に対する避難経路等の周知その他の防災対策を実施しなければならない。
- (2) 事業者は、市の実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

この項目は、事業者の責務を定めたものです。  
事業者は、基本理念に基づいて、常日頃から災害を想像し行動できるように、従業員の防災教育はもちろんのこと、来客に対して、常日頃から避難行動等を意識づけるための広報をしなければならないことを義務付けています。効果的な呼びかけを行い、人々が常日頃から災害を想像し、災害がいつ来ても行動できるように努めることを定めています。  
また、市が実施する防災対策に協力するよう努めなければならないことを定めています。

## 6 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民等及び事業者の防災意識の向上及び災害に対する行動力を養うための啓発を効果的に実施しなければならない。
- (2) 市は、過去の災害事例を検証するとともに、市の区域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を防災対策に反映させるよう努めなければならない。

この項目は、市の責務を定めたものです。

市は、基本理念に基づいて、市民及び事業者等が常日頃から災害を想像し、いざというときに行動できるよう、防災意識の向上と災害に対する行動力を養うため、効果的な啓発を実施しなければならないことを義務付けています。

また、過去の災害における良い事例・悪い事例を検証するとともに、市の区域内において予想される災害について調査し、その結果を防災対策に反映させるよう努めなければなりません。

## 7 情報提供

- (1) 市は、防災意識の向上を図るため、市民等及び事業者に対し、平常時から避難所の位置、避難の経路及び方法その他災害時における安全性の確保に関する必要な情報を提供しなければならない。

この項目は、情報提供について定めたものです。

市は、市民及び事業者等の防災意識を向上させるため、常日頃から必要な情報をわかりやすく提供しなければならないことを義務づけています。

また、事業者同様、常日頃から避難行動を意識づけるための広報をし、市民等が常日頃から災害を想像し、いざという時に実効性のある正しい行動を取ることができるようにしなければならないことを義務付けています。

## 8 防災教育等の充実

- (1) 市は、研修、防災訓練等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。
- (2) 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行うとともに、画像、映像等を用いるなどして、防災に関する知識の普及及び防災意識の向上に努めなければならない。
- (3) 市は、防災に関する市民等の理解を深めるため、学校教育及び社会教育を通じ、防災に関する教育の充実に努めなければならない。

- (4) 市は、防災教育、防災訓練その他市民等及び事業者が防災に関する知識を習得し、又は防災意識の向上を図るための機会を確保するために必要な支援をするものとする。

この項目は、防災教育等の充実について定めたものです。

市は、防災に関する教育等を充実させ、「我がことという意識」を定着させなければなりません。市職員の教育をはじめ、市民等が災害の具体的なイメージが持てるように、災害事例の画像や映像等を使用して、防災に関する意識や知識を習得できるよう、その機会を提供し、防災意識の高揚に努めなければならないことを定めています。

また、市民及び事業者等が、防災に関する知識の習得や防災意識の向上を図るための機会を確保するために、必要な支援をすることを定めています。